

令和元年8月1日実施 横浜市市民協働推進センター運営事業委託（公募型プロポーザル）事業者公募説明会における質問及び回答

No.	関連頁	項目	質問内容	回答
1	1	事業目的	現在の市民活動支援センターと今回の市民協働推進センターとの大きな違いや期待されている部分というのはどういう点か。	これまでの市民活動支援センターは個別の団体支援に重きを置いて事業実施してきたが、今回の市民協働推進センターは名称のとおり、様々な主体の方たちが連携して地域課題を解決する活動を支援することをメイン業務と捉えています。 2～5ページに記載している事業内容の総合相談窓口、情報活用・事業手法創出事業、交流連携事業なども協働の推進に主眼を置いて事業を考えています。
2	2	事業実施場所等	運営時間が20時までとなっているが、シンポジウム等の開催時などは柔軟に対応することは可能か。	2ページに記載のとおり、イベント開催などに伴う時間外対応については、横浜市と協議のうえ、柔軟に対応していただく予定です。 また、隣接しているアトリウムの利用時間は21時までとなっているため、一体利用などの場合に際しては、21時までの対応が必要になります。
3	2	事業実施場所等	アトリウムの利用時間(21時)以降は低層部全てが閉館するのか。	原則として、1～2階は7時から23時30分を開館時間と想定しており、馬車道駅との接続通路については、4時50分から25時までを想定しています。 各スペースは商業スペースを含め、それぞれで開館時間を定め、シャッターの開閉などでそれぞれスペースの管理を行う予定です。 市民協働推進センターについても専用のシャッターで管理する予定です。
4	3	事業内容	ホームページを作成する際のサーバーの設置場所。	現時点では、横浜市の保有するサーバー内に設置することを想定しています。

令和元年8月1日実施 横浜市市民協働推進センター運営事業委託（公募型プロポーザル）事業者公募説明会における質問及び回答

No.	関連頁	項目	質問内容	回答
5	7	資格基準	資格基準(2)にある「協働事業」の具体的な意味について。	協働の相手方は基本的に問いませんので、横浜市以外の行政、企業、NPOなど団体との協働事業のいずれも実績とすることができます。 ただし、あくまでも「協働」で実施した事業となるため、後援や金銭的支援を受けただけの事業は実績とすることができません。
6	8	プロポーザルに関するヒアリング	ヒアリングの内容や時間、プレゼンの有無などについて	日時や場所については現時点で確定していません。 内容については、提案者からプレゼンテーションをしていただいた後に、評価委員からの質疑をする予定です。
7	8	プロポーザルに関するヒアリング	ヒアリング時にパワーポイントなどのプレゼン資料を別途作成する必要があるのか。	提案書類とは別にパワーポイント資料を作成していただくことは想定していません。 提出していただいた提案書類（様式5～13）をもとにプレゼンテーションをしていただきます。
8	19	市民協働推進センター図面	図面上の市民協働推進センターの位置はどこか。また、スクールタイプ、イスのみ配置という例示があるが、それはそういう活用ができるという例示か。	図面左側にある細長いスペース（水辺テラス側）と図面真ん中にあるスペース（アトリウム側）の2か所合わせて約390㎡が市民協働推進センターとなります。 また、右側のスクール配置、イスのみ配置というのは活用例と捉えてください。 なお、アトリウム側のスペースについては2分割して使用することも可能なスペースとなっています。（詳細別紙図面） 新市庁舎の整備等については、 「 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/shinshichosha/ 」をご参照ください。
9	19	市民協働推進センター図面	アトリウム側スペースでは講演会やシンポジウムに使えるということか。	その通りです。

令和元年8月1日実施 横浜市市民協働推進センター運営事業委託（公募型プロポーザル）事業者公募説明会における質問及び回答

No.	関連頁	項目	質問内容	回答
10	19	市民協働推進センター図面	運営事業者の事務所スペースはどこか。	水辺テラス側の下3分の1程度のスペースを執務室スペースとして想定しています。
11	19	市民協働推進センター図面	図面左側のスペースで一部の机とイスが通路にはみ出しているが、このような使い方は可能なのか。	本資料はあくまでも参考資料としてご覧ください。庁舎管理上、日常的に通路にはみ出した使い方は想定していません。
12	19	市民協働推進センター図面	水辺テラス側のレイアウト(個別相談スペースの有無及び活用)について	参加資格確認結果通知後に、改めて、質問書でご質問ください。